**厚生年金７９万事業所調査**

　　**厚労省方針**　**加入逃れ対策強化**

厚生年金に入る資格があるのに年金額の少ない国民年金に入っている人が約２００万人と推計され、政府が対策に乗り出す。厚生労働省は１３日、保険料負担を逃れるため、違法に厚生年金に入っていない可能性がある約７９万事業所を対象に緊急調査すると表明。加入対象と判明すれば重点的に加入を指導し、「低年金」の予備軍を減らしたい考えだ。

この問題は、民主党の長妻昭氏が１３日の衆院予算委員会で取り上げた。安倍晋三首相は「２００万人の件は確実にやるように（塩崎恭久）厚労省に指示する」と答弁。未加入対策に本腰を入れる考えを示した。

加入を逃れている可能性がある約７９万事業所に対し、日本年金機構は早急に調査票を送る。従業員数や労働時間などを尋ね、回答内容から加入対象の可能性が高ければ、訪問して加入指導する。必要なら立ち入り検査も行い、検査を拒否すると罰則もある。

厚生年金は、会社の正社員のほか、労働時間や日数が正社員の４分の３以上のパートでも適用される。

厚労省は厚生年金の適用を年金事業所の届けない事業所の所在地を登記簿などで割り出してきたが、休眠会社も多かった。そこで今年度からは従業員に給与を支払っている事業所の名称や所在地情報の提供を国税庁から受けており、今後、さらに連携を強める。

*YES*

*YES*

**未加入なら年金事務所に相談を**

**□**ひとつでも当てはまれば

**未加入**の可能性

**□**健康保険証が国民健康保険

**□**給与明細の控除蘭に厚生年金

保健料がない

**□**年金定期便で厚生年金への

加入歴がない

**加入対象**

**お**

**！**

　　　　　　働き方は・・・

　　　　　□正社員

　　　　　□労働時間や日数が社員の

　　　　　　４分の３以上のパート

　　　　**勤め先は・・・**

　　　　□株式会社などの法人事業所

　　　　□従業員が常に5人以上の個人

　　　　　事業所（飲食業などは対象外）

‐Ⅰ‐

**厚生年金の加入対象かどうか確認してみよう**

**国民年金の保険料は月１万５５９０円。**一方、平均的な収入の人の**厚生年金保険料は月約７万８千円で、雇い主が半額を負担する。**

平均的な収入で４０年働いた場合、厚生年金は月約１５万６５００円受け取れるが、自営業者や非正規社員らが入る**国民年金は保険料を満額納めて月約６万５千円。**将来の年金額が本来より少なくなる人が続出する可能性がある。

**大半は中小・零細か**

厚生年金への「加入逃れ」にメスがはいることになった。事業所への大半は中小・零細企業と見られる。「保険料を払うと企業がつぶれる」。北海道社会労務士、高松裕明さんは、経営者に厚生年金への加入義務を説明しても、こう返されることがよくある。実態は社長と事務担当の妻だけの「個人商店」なのに、契約を取りやすくするため加入が必要な法人の形態にしている建設業も多いという。

東京都内の市役所で年金相談に応じる社労士の倉本貴行さんは昨年、就職する際に厚生年金への加入を求めたのに「余裕がないのでしばらく辛抱して欲しい」と言われた、という話を聞いた。結局、退職まで自分で国民年金の保険料を払い続けたという。

厚労省の推計では、**約２００万人のうち２０～３０代が約１２３万人で６割を占める。２０代が７１万人と最多で、３０代が５２万人、４０代が４４万人、５０代が３５万人**と、若い年代ほど未加入の対象が多くなる傾向にある。厚生年金保険料の後払いが認められるのは過去２年分で、対応が遅れると本来もらえる年金を取り戻せなくなる。この問題に取り組む木村康之弁護士は「働き始めたら自分が厚生年金に加入しているかすぐ確認し、問題があれば年金事務所に相談して欲しい」と助言する。

朝日新聞１月１４日掲載

**年金新年度据え置き**

**将来世代にしわ寄せ**

４月からの年金支給額は、今年度と同じに据え置かれることになった。物価は上がっても賃金は下がったためで、年金の伸びを抑えて実質目減りさせる「マクロ経済スライド」の実施も見送られた。いまの受給者には朗報だが、その分、将来の世代が受け取る年金は減ることになる。

**翌年度以降の物価・賃金上昇時に**

**引き下げ可能とする法案提出へ**

**年金額の**

**伸びを抑制**

物価・賃金の

伸びが**大きい**

**物価・賃金**

**下落分だけ下げ、**

**実施しない**

物価・賃金の

**下がった**とき

物価・賃金の

伸びが**小さい**

**年金額の伸び**

**は抑制するが**

**マイナスには**

**しない**

年金額

‐２‐

物価・賃金

**マクロ経済スライド**

**の仕組み**

厚生労働省が29日、２０１６年度の年金支給額を発表した。**国民年金は満額で月額6万５００８円。**夫が平均的な収入（賞与を含む月額換算で４２万８千円）で４２年間働き妻が専業主婦というモデル世帯の**厚生年金は、夫婦２人分で月額２２万１５０４円になる。**支給額の端数処理の仕方が変わり、１５年度より数円増減するという。**６月支給分から反映される。**

　年金は毎年度、物価や賃金の動きに応じて見直す。１５年の消費者物価指数（生鮮食品を含む）は前年度より０・８％伸びたが、これをもとにした賃金はマイナス０・２％。物価上昇、賃金下落の場合は年金額は据え置かれる。

　年金の財源となる保険料を払う現役世代の賃金が減っているのに、物価に合わせて支給額を増やせば収支のバランスを欠くためで、現役世代に配慮したルールだ。

０４年に導入されたマクロ経済スライドも将来に年金を受け取る世代に考慮している。保険料を払う現役世代が減り年金を受け取る高齢者が増え続けると、年金制度はいずれ行き詰まる。

　そこで年金額の伸びを賃金や物価の伸びより毎年度１％幅ほど抑え、年金額を実質的に減らす仕組みだ。

　ただ、前年度より受け取る年金額が減らない範囲内でしか伸びを抑えられない。デフレが続き、**マクロ経済スライドの実施は１５年度が初めて。年金額が増えない１６年度も実施しない。**

　実施の見送りが続けば、いまの受給者の年金額が高止まりする一方、将来世代に回す財源は減る。このため、**マクロ経済スライドの実施が必要な期間は長くなる。０４年度時点では２３年度までの予定だったが、１４年の試算では４０年半ばまでに延長。**将来の年金額も目減りする。

　国民年金のみを受給する夫婦の場合、現役世代の手取り収入と比べた受給額は０４年時点の試算より２㌽低い２６％になった。

　厚労省は対策として、マクロ経済スライドを実施できる時に、実施を見送った時に抑制する予定だった分も加算して年金額の伸びを抑える改正に着手。今国会への関連法案の提出を目指している。

‐３‐

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　朝日新聞　　１月３０日掲載